

○郡山市こども医療費の助成に関する条例

昭和48年 9 月13日

郡山市条例第42号

改正 昭和49年 6 月22日郡山市条例第31号

昭和50年 6 月28日郡山市条例第29号

昭和51年 6 月23日郡山市条例第38号

昭和58年 6 月15日郡山市条例第20号

昭和59年 3 月31日郡山市条例第15号

昭和60年 7 月 1 日郡山市条例第19号

昭和62年 9 月21日郡山市条例第38号

平成 3 年 3 月19日郡山市条例第 9 号

題名改称

平成 5 年 3 月12日郡山市条例第 6 号

平成 9 年 6 月30日郡山市条例第21号

平成12年 3 月28日郡山市条例第14号

平成13年 3 月23日郡山市条例第14号

平成21年 3 月12日郡山市条例第 9 号

(題名改称)

平成24年 7 月 5 日郡山市条例第37号

(目的)

第 1 条 この条例は、こどもの医療費の一部を助成することにより、その疾病又は負傷の治療を促進し、こどもの保健の向上を図ることを目的とする。

(平 3 条例 9 ・ 平21条例 9 ・ 平24条例37 ・ 一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において「こども」とは、出生の日から18歳に達する日の属する年度の末日までの者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に規定する被保険者又は社会保険各法に規定する被保険者、組合員及び被扶養者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、こどもを監護する父若しくは母（当該こどもを父及び母が監護するときは、当該父又は母のうち主として当該こどもの生活を維持するもの）又は父母がいないか若しくは父母が監護しない場合においては当該こどもの父母以外の者でそのこどもの養育にあたるものをいう。

3 この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この条例において「療養の給付等」とは、国民健康保険法及び社会保険各法に規定する療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給並びに他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負

担する医療に関する給付をいう。

5 この条例において「被保険者等」とは、国民健康保険法に規定する被保険者並びに社会保険各法に規定する被保険者、組合員及び被扶養者をいう。

6 この条例において「一部負担金」とは、療養に関し被保険者等が負担しなければならない費用であって療養に要する費用から療養の給付等の価額（療養の給付にあつては、当該療育に要する費用から被保険者等が国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。）を控除した額をいう。

7 この条例において「附加給付」とは、社会保険各法に規定する組合が、その規約に基づき同法に規定する保険給付にあわせて行う保険給付としてのその他の給付をいう。

（昭59条例15・昭60条例19・昭62条例38・平3条例9・平5条例6・平9条例21・平12条例14・平21条例9・平24条例37・一部改正）

（助成対象者）

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、別に定めるものを除き本市に住所を有するこどもの保護者（こどもに保護者がいない場合にあつては、当該こども）とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者を除く。

（平3条例9・全改、平21条例9・平24条例37・一部改正）

（助成金の支給）

第4条 市長は、こどもの疾病又は負傷に係る療養（以下「こども医療」という。）に関し療養の給付等が行われた場合において、被保険者等がこども医療に係る一部負担金を支払わなければならないときは、当該一部負担金に相当する額（附加給付がある場合は、それに相当する額を控除した額。以下「助成金」という。）を対象者に対して支給するものとする。この場合において、一部負担金に、保険者等が負担すべき国民健康保険法及び社会保険各法に規定する高額療養費がある場合は、規則で定めるところにより算定した額とする。

2 こどもについて郡山市国民健康保険条例（昭和40年郡山市条例第75号）第5条の規定によって一部負担金の額を減じている国民健康保険の被保険者については、この条例による医療費の助成をしたものとみなす。

（昭62条例38・平3条例9・平12条例14・平13条例14・平21条例9・平24条例37・一部改正）

（助成金のみなす支給）

第5条 前条第1項の規定にかかわらず市長は、対象者に対して支給すべき助成金に相当する額をこども医療を取り扱った病院、診療所又は薬局（以下「医療機関」という。）に対し当該対象者に代わり支給することができる。この場合当該医療機関に対して支給する助成金に相当する額の限度において当該対象者に対し助成金を支給したものとみなす。

（平3条例9・平21条例9・一部改正）

（附加給付がある場合の助成の方法の特例）

第6条 市長は、こども医療について附加給付がある場合における助成金の支給の方法については、第4条第1項の規定にかかわらず当該附加給付を行う者との協議により別に定めることができる。

（平3条例9・平12条例14・平21条例9・一部改正）

(受給資格の登録)

第7条 医療費の助成を受けようとする対象者は、市長に申請して受給資格の登録を受けなければならない。

(受給資格者証の交付)

第8条 市長は、前条の規定により受給資格の登録の申請があった場合において当該申請人がこの条例によるこども医療の助成を受ける資格があると認めたときは、これを登録し、申請人に対し受給資格者証を交付するものとする。

(平3条例9・平21条例9・一部改正)

(受給資格者証の提示)

第9条 前条の規定により受給資格者証の交付を受けた対象者（以下「受給資格者」という。）は、当該こどもが医療を受ける場合は、医療機関に受給資格者証を提示しなければならない。

(平3条例9・平12条例14・平21条例9・一部改正)

(受給資格者証の再交付)

第10条 受給資格者は、受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、市長に申請して受給資格者証の再交付を受けなければならない。

(受給資格者証の返還)

第11条 受給資格者は、その資格を喪失したときは、速やかに受給資格者証を市長に返還しなければならない。

(平12条例14・一部改正)

(届出の義務)

第12条 受給資格者は、規則で定める事項について変更があるときは、速やかに市長に届出なければならない。

(平12条例14・一部改正)

(受給資格者証の譲渡又は担保の禁止)

第13条 受給資格者は、受給資格者証を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第14条 市長は、受給資格者が第三者の行為により疾病にかかり、又は負傷した場合において、当該第三者から当該疾病又は負傷につき損害賠償を受けたときは、その価額の限度において助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の返還を求めることができる。

(平21条例9・一部改正)

(不正行為による助成金の返還)

第15条 市長は、偽りその他不正行為によって助成金の支給を受けた者があるときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和48年10月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定による助成金の支給は、昭和48年10月1日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則（昭和49年郡山市条例第31号）

- 1 この条例は、昭和49年7月1日から施行する。
- 2 昭和49年6月以前に受けた医療に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和50年郡山市条例第29号）

- 1 この条例は、昭和50年7月1日から施行する。
- 2 昭和50年6月以前に受けた医療に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年郡山市条例第38号）

- 1 この条例は、昭和51年7月1日から施行する。
- 2 昭和51年6月以前に受けた医療に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年郡山市条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年郡山市条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第1条及び第2条の規定は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年郡山市条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年郡山市条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年郡山市条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の郡山市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例に規定する助成金の支給は、平成3年4月1日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則（平成5年郡山市条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の郡山市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例に規定する助成金の支給は、平成5年4月1日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則（平成9年郡山市条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の郡山市国民健康保険条例の規定、第2条の規定による改正後の郡山市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の郡山市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例の規定及び第4条の規定による改正後の郡山市母子家庭医療費の助成に関する条例の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成12年郡山市条例第14号）

- 1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。

- 2 改正後の郡山市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例の規定による助成金の支給は、平成12年7月1日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則（平成13年郡山市条例第14号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の郡山市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例に規定する助成金の支給は、平成13年4月1日以後の診療に係る医療費について適用する。

附 則（平成21年郡山市条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（第14条の改正規定を除く。）による改正後の郡山市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例の規定は、平成21年7月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成24年郡山市条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の郡山市こども医療費の助成に関する条例の規定は、平成24年10月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

○郡山市こども医療費の助成に関する条例施行規則

昭和48年9月29日

郡山市規則第26号

改正 昭和53年6月30日郡山市規則第20号

昭和62年9月21日郡山市規則第16号

平成元年7月31日郡山市規則第19号

平成3年3月22日郡山市規則第18号

(題名改称)

平成5年6月2日郡山市規則第21号

平成6年3月31日郡山市規則第22号

平成6年11月2日郡山市規則第41号

平成7年3月31日郡山市規則第26号

平成8年8月6日郡山市規則第33号

平成12年6月20日郡山市規則第51号

平成12年12月27日郡山市規則第64号

平成13年3月23日郡山市規則第30号

平成14年11月5日郡山市規則第51号

平成15年5月1日郡山市規則第49号

平成17年3月30日郡山市規則第36号

平成17年7月29日郡山市規則第44号

平成18年3月30日郡山市規則第14号

平成19年10月15日郡山市規則第57号

平成20年7月18日郡山市規則第49号

平成20年11月20日郡山市規則第57号

平成21年3月26日郡山市規則第23号

(題名改称)

平成26年3月26日郡山市規則第20号

平成27年12月25日郡山市規則第106号

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市こども医療費の助成に関する条例（昭和48年郡山市条例第42号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平21規則23・一部改正)

(助成対象者)

第1条の2 条例第3条に規定する別に定めるものは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の規定により支援を受けている者をいう。

(平27規則106・追加)

(受給資格の登録申請)

第2条 条例第7条の規定により受給資格の登録を受けようとする者は、こども医療費受給資格登録申請書（第1号様式）に所得額及び市町村民税額を確認できる書類を添えて市長に提出し

なければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を市長が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(平3規則18・全改、平21規則23・平27規則106・一部改正)

(受給資格者証)

第3条 条例第8条に規定する受給資格者証は、こども医療費受給資格者証(第2号様式)によるものとする。

(昭62規則16・平3規則18・平21規則23・一部改正)

(助成金の交付申請)

第4条 条例第4条第1項に規定する助成金の交付を受けようとする者は、こども医療費助成申請書(第3号様式)に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 療養に関し、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び社会保険各法(条例第2条第3項に規定する社会保険各法をいう。以下同じ。)の規定による高額療養費が支給される場合  
高額療養費支給決定通知書又は高額療養費の積算基礎を明らかにした書類

(2) 療養に関し、国民健康保険法及び社会保険各法の規定による高額療養費が支給されない場合で、一部負担金(条例第2条第6項に規定する一部負担金をいう。以下同じ。)が21,000円以上であるとき  
高額療養費受給に関する申立書(第4号様式)

(昭62規則16・全改、平元規則19・平3規則18・平5規則21・平8規則33・平12規則64・平14規則51・平21規則23・平26規則20・一部改正)

(高額療養費の支給に係る助成)

第5条 条例第4条第1項後段に規定する額は、次の算式により算定した額とする。

高額療養費の算定方法による世帯合算額から控除する額×(一部負担金－入院時食事療養費定額負担分)／高額療養費の算定方法による世帯合算額＋入院時食事療養費定額負担分

(昭62規則16・追加、平6規則41・一部改正)

(助成金の決定)

第6条 市長は、第4条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成の可否及び助成金の額を決定し、こども医療費助成金決定通知書(第5号様式)を申請人に交付する。

(昭62規則16・旧第5条繰下・一部改正、平3規則18・平17規則44・平21規則23・一部改正)

(他の制度との調整)

第6条の2 この規則による医療費の助成を受けようとする者が、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年郡山市条例第9号)による医療費の助成を受けた場合は、その限度においてこの規則による医療費の助成を調整するものとする。

(平27規則106・追加)

(一部負担金の支払)

第7条 条例第5条に規定する助成金に相当する額の支給を受けようとする病院、診療所又は薬局(以下「医療機関」という。)は、こども医療費一部負担金請求書(第6号様式)にこども医療費一部負担金請求明細書(第7号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出があったときは、第4条の規定による提出があったものとみなす。

3 市長は、第1項に規定する請求書を受理したときは、その内容を審査し、支給の可否及び支給額を決定する。

4 市長は、前項の規定により支給の決定をしたときは、こども医療費一部負担金支払通知書（第8号様式）を医療機関に、こども医療費助成金支給通知書（第9号様式）を当該医療機関で療養の給付等（条例第2条第4項に規定する療養の給付等をいう。）を受けたこどもの保護者に交付する。

（平17規則44・追加、平20規則57・平21規則23・平26規則20・一部改正）

（受給資格者証の再交付）

第8条 条例第10条の規定により受給資格者証の再交付を受けようとする者は、こども医療費受給資格者証再交付申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 受給資格者証の再交付を受けた者が亡失した受給資格者証を発見したときは、直ちにそれを市長に返還しなければならない。

（昭62規則16・旧第6条繰下・一部改正、平3規則18・平8規則33・平12規則51・一部改正、平17規則44・旧第7条繰下・一部改正、平21規則23・一部改正）

（受給資格者証の返還）

第9条 条例第11条の規定により受給資格者証を返還しようとする者は、こども医療費受給資格者証返還届（第11号様式）に受給資格者証を添えて市長に届け出なければならない。

（昭62規則16・旧第7条繰下・一部改正、平3規則18・一部改正、平17規則44・旧第8条繰下・一部改正、平21規則23・一部改正）

（届出事項等）

第10条 条例第12条に規定する届出事項は、次に掲げるとおりとし、その届出は、こども医療費受給資格等変更届（第12号様式）によるものとする。

(1) 住所

(2) 氏名

(3) 加入保険

(4) その他市長が必要と認める事項

（昭62規則16・旧第8条繰下・一部改正、平3規則18・平8規則33・一部改正、平17規則44・旧第9条繰下・一部改正、平21規則23・一部改正）

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

（昭62規則16・旧第9条繰下、平17規則44・旧第10条繰下・一部改正）

附 則

この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年郡山市規則第20号）

この規則は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則（昭和62年郡山市規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年郡山市規則第19号）

この規則は、公布の日から施行し、平成元年6月1日から適用する。



附 則（平成3年郡山市規則第18号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成5年郡山市規則第21号）抄

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の郡山市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例施行規則第4条第2号の規定は、平成5年5月1日以後の診療に係る医療費の助成金の交付申請から適用する。

附 則（平成6年郡山市規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、現に様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成6年郡山市規則第41号）

この規則は、平成6年11月4日から施行し、平成6年10月1日から適用する。

附 則（平成7年郡山市規則第26号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成8年郡山市規則第33号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の郡山市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成8年6月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成8年6月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用する。
- 4 第3条の規定による改正後の郡山市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成8年6月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用する。

（経過措置）

- 5 この規則の施行の際現に改正前の郡山市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例施行規則の様式の規定に基づき作成されている様式は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則（平成12年郡山市規則第51号）

- 1 この規則は、平成12年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の郡山市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例施行規則の様式に基づき作成されている様式は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則（平成12年郡山市規則第64号）

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成13年郡山市規則第30号）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の郡山市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例施行規則の様式に基づき作成されている様式は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則（平成14年郡山市規則第51号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の郡山市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成14年10月1日以後の診療に係る医療費の助成金の交付申請について適用する。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の郡山市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例施行規則の様式に基づき作成されている様式は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則（平成15年郡山市規則第49号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前の郡山市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例施行規則、郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則及び郡山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則の様式に基づき作成されている様式は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則（平成17年郡山市規則第36号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により作成されている用紙は、改正後の規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成17年郡山市規則第44号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の郡山市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により乳幼児医療費受給資格者証の交付を受けている者は、改正後の郡山市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により乳幼児医療費受給資格者証の交付を受けた者とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式の規定に基づき作成されている様式は、改正後の規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成18年郡山市規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の郡山市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成18年4月1日以後の診療に係る医療費の助成金の交付申請について適用する。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の郡山市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例施行規則の様式の規定に基づき作成されている様式は、改正後の規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成19年郡山市規則第57号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成20年郡山市規則第49号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成20年郡山市規則第57号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成21年郡山市規則第23号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。ただし、第4条に1項を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成26年郡山市規則第20号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年郡山市規則第106号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(郡山市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の郡山市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている

書類は、同条の規定による改正後の郡山市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式 (第2条関係)

こども医療費受給資格登録申請書															
保護者	氏名			性別	男・女	生年月日			年 月 日			個人番号			
	住所			電話 ( )											
こども	受給資格者証番号														
	氏名														
	性別	生年月日	男・女	年 月 日	男・女	年 月 日	男・女	年 月 日	男・女	年 月 日					
	資格取得	年月日	年 月 日			年 月 日			年 月 日						
	事由	1 出生 2 転入 3 その他( )			1 出生 2 転入 3 その他( )			1 出生 2 転入 3 その他( )							
個人番号															
備考															
医療保険	保険種別	1 国保	2 協会会	3 組合員	4 船員組	5 国組	6 共済	7 その他	振込希望 金融機関 口座				支店名		
	記号番号								総所得金額				口座番号		
	保険者番号								控除額				住民税	1 課税	2 非課税
	保険者名								扶養人数				県補助	1 対象内	2 対象外
<p>上記のとおり、こども医療費受給資格の登録を申請します。          なお、助成金の支給等のため、所得・課税状況を調査することに同意します。</p>															
											年 月 日				
											郡山市長	申請者 氏名	Ⓜ		

第2号様式(第3条関係)  
(表)

子ども医療費受給資格者証				
記号		番号		
受給者名				男・女
こども	氏名			男・女
	生年月日	年	月	日
	住所			
有効期間	入院	年	月	日から 日まで
	入院外	年	月	日から 日まで
発行機関 名及び印				
交付年月日	年	月	日	

備考 用紙の大きさ、日本工業規格B列7番とする。

(裏)

注 意 事 項	
1	この証は、あなたが医療費の助成を受けることができる証ですから大切に保管してください。
2	この証は、郡山市内の保険診療のみに適用されます。診療等を受けるときは、保険証に添えて医療機関等の窓口に表示してください。
3	次の事由が生じたときは、必ず届けてください。 (1) 氏名に変更があったとき。 (2) 住所を変更したとき。 (3) 加入保険に変更があったとき。 (4) 振込金融機関口座を変更したとき。
4	この証を破損したり、亡失したりしたときは、再交付を受けてください。
5	受給の資格がなくなったときは、速やかにこの証を返還してください。

こども医療費助成申請書

年 月 日

郡山市長

申請者 住所 氏名 (印) 電話番号 ( )

次のとおり、こども医療費の助成を申請します。

Table with 4 columns: 受給資格者証番号 (郡山, 888888), フリガナ, こども氏名, 男・女; 保険者番号 (88888888), 生年月日 (88年88月88日)

保険診療証明欄

※医療機関等記入欄 ※該当しない項目は空欄にしてください。

Table with 2 columns: 診療月 (888年88月), 入院等の区分 (1入院, 2入院外); 診療科目 (1内科, 2小児科, 3外科, 4小児外科, 5脳外科, 6皮膚科, 7泌尿器科, 8整形外科, 9眼科, 10耳鼻咽喉科, 11産婦人科, 12精神科, 13放射線科, 14その他); 公費負担等 (1育成医療等, 2その他の公費負担医療, 3高額医療費の現物給付, 4法人税法施行による減額); 保険診療合計点数 (88888888点), 受領金額① (88888888円); 食事療養費分② (888食), 受領金額 (88888888円); 診療科 (1内科, 2小児科, 3外科, 4小児外科, 5脳外科, 6皮膚科, 7泌尿器科, 8整形外科, 9眼科, 10耳鼻咽喉科, 11産婦人科, 12精神科, 13放射線科, 14その他)

上記のとおり証明します。

郡道府県コード 医療機関コード 88888888

医療機関 又は薬局

住所 名称 氏名 (印)

※ 接骨院等の場合は空欄にしてください。

手書き文字本 8828856789

高額療養費 88888888円 修正用 88888888 88888888

第4号様式(第4条関係)

高額療養費受給に関する申立書

年 月の私の世帯において医療機関等で支払った高額な一部負担金の額は、下記のとおりであります。

郡山市長

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_  
申立者 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

記

世帯員氏名	申立者 との 続柄	受診した医療機関等 名 称	医療機関等で 支払った一部 負担金の額	摘要
合 計			円	

(注) 高額な一部負担金には、あなた又はあなたの世帯員が、医療機関等の窓口で支払った一部負担金の額が21,000円以上のものが該当します。



<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様 郡山市長 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: center;">こども医療費助成金支給決定通知書</p> <p>先に助成申請のありましたこども医療費について、審査の結果、保険等から給付される高額療養費、家族療養附加金等を除いた下記の金額を助成することに決定しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 明細について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">診 療 年 月</th> <th style="width: 55%;">医 療 機 関 等 名</th> <th style="width: 30%;">助 成 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 150px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	診 療 年 月	医 療 機 関 等 名	助 成 金 額				合 計		
診 療 年 月	医 療 機 関 等 名	助 成 金 額							
合 計									

2 振込について			
振 込 日	年 月 日		
金融機関名			
口座番号	口座名義人		
支払金額			円

次のようなことが生じたときは届け出てください。

- 住所又は氏名に変更があったとき。
- 加入保険に変更があったとき。
- 受給者に変更があったとき。
- 振込金融機関口座に変更があったとき。

備考

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。)

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について前記の異議申立てをした場合は、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

こども医療費一部負担金請求書

01

郡山市長

医療機関  
コード

□□□□□□□□

年 月 日

医療機関等の所在地

名称

代表者(開設者)氏名

電話番号

印

診療科目

□

1医科 2歯科 3調剤 4その他

□□

年

□□

月分のこども医療費を次のとおり請求します。

請求件数

□□□□

件

請求金額

□□□□□□□□□□

金融機関名・支店名	金融機関コード	支店コード	種別	口座番号	口座名義人
					フリガナ
銀行・農協 支店	□□□□	□□□□	□	□□□□□□□□□□	

※種別  
1普通  
3当座

手書き文字  
見本

□□□□□□□□□□

こども医療費一部負担金請求明細書

医療機関コード		医療機関名		診療科目	請求年月					
02										
データ区分	受給資格者証番号	こども氏名	生年月日	保種別	保険者番号	診療年月	診療科	入外	㊦	
1										
	総点数	一部負担金	食事数	標準負担額	公費負担	備考	連番			
データ区分	受給資格者証番号	こども氏名	生年月日	保種別	保険者番号	診療年月	診療科	入外	㊦	
2										
	総点数	一部負担金	食事数	標準負担額	公費負担	備考	連番			
データ区分	受給資格者証番号	こども氏名	生年月日	保種別	保険者番号	診療年月	診療科	入外	㊦	
3										
	総点数	一部負担金	食事数	標準負担額	公費負担	備考	連番			
データ区分	受給資格者証番号	こども氏名	生年月日	保種別	保険者番号	診療年月	診療科	入外	㊦	
4										
	総点数	一部負担金	食事数	標準負担額	公費負担	備考	連番			
データ区分	受給資格者証番号	こども氏名	生年月日	保種別	保険者番号	診療年月	診療科	入外	㊦	
5										
	総点数	一部負担金	食事数	標準負担額	公費負担	備考	連番			

<記載>コード

- ①保種別 : 国保=1 協会=2 組合=3 船員=4 国組=5 共済=6 その他=7
- ②診療科 : 内科=01 小児科=02 外科=03 小児外科=04 脳外科=05 皮膚科=06 泌尿器科=07 整形外科=08 眼科=09 耳鼻科=10 婦人科=11 精神科=12 放射線科=13 その他=14
- ③入外 : 入院=1 入院外=記入しない
- ④㊦ : 該当=1 非該当=記入しない 法人税法施行による減額有=3
- ⑤公費負担 : 有=1 無=記入しない
- ⑥データ区分 : 削除=1 修正=2 新規(追加)=記入しない 読み飛ばし=9 (連番は区分:1,2のみ記入)

手書き文字	
見本	

子ども医療費一部負担金請求明細書

医療機関 コード		医療機関名		診療科目		請求年月								
データ区分 1	受給資格者証番号	子ども氏名	生年月日	保険種別	保険者番号	診療年月	診療科 入外	総点数	一部負担金	食事数	標準負担額	公費負担	備考	連番
データ区分 2	受給資格者証番号	子ども氏名	生年月日	保険種別	保険者番号	診療年月	診療科 入外	総点数	一部負担金	食事数	標準負担額	公費負担	備考	連番
データ区分 3	受給資格者証番号	子ども氏名	生年月日	保険種別	保険者番号	診療年月	診療科 入外	総点数	一部負担金	食事数	標準負担額	公費負担	備考	連番
データ区分 4	受給資格者証番号	子ども氏名	生年月日	保険種別	保険者番号	診療年月	診療科 入外	総点数	一部負担金	食事数	標準負担額	公費負担	備考	連番
データ区分 5	受給資格者証番号	子ども氏名	生年月日	保険種別	保険者番号	診療年月	診療科 入外	総点数	一部負担金	食事数	標準負担額	公費負担	備考	連番
データ区分 6	受給資格者証番号	子ども氏名	生年月日	保険種別	保険者番号	診療年月	診療科 入外	総点数	一部負担金	食事数	標準負担額	公費負担	備考	連番
データ区分 7	受給資格者証番号	子ども氏名	生年月日	保険種別	保険者番号	診療年月	診療科 入外	総点数	一部負担金	食事数	標準負担額	公費負担	備考	連番
データ区分 8	受給資格者証番号	子ども氏名	生年月日	保険種別	保険者番号	診療年月	診療科 入外	総点数	一部負担金	食事数	標準負担額	公費負担	備考	連番
データ区分 9	受給資格者証番号	子ども氏名	生年月日	保険種別	保険者番号	診療年月	診療科 入外	総点数	一部負担金	食事数	標準負担額	公費負担	備考	連番
データ区分 10	受給資格者証番号	子ども氏名	生年月日	保険種別	保険者番号	診療年月	診療科 入外	総点数	一部負担金	食事数	標準負担額	公費負担	備考	連番

<記載>コード ①保険種別 : 国保=1 協会=2 組合=3 船員=4 雇保=5 共済=6 その他=7  
 ②診療科 : 内科=01 小児科=02 外科=03 小児外科=04 皮膚科=05 泌尿器科=07 整形外科=08 眼科=09 耳鼻科=10 婦人科=11 精神科=12 放射線科=13 その他=14  
 ③入外 : 入院=1 入院外=記入しない  
 ④⑤ : 該当=1 非該当=記入しない 法人税法施行による減額有=3  
 ⑥公費負担 : 有=1 無=記入しない  
 ⑦データ区分 : 削除=1 修正=2 新規(追加)=記入しない 読み飛ばし=9 (連番は区分:1,2のみ記入)

手書き文字  
見

こども医療費一部負担金請求明細書

医療機関コード	医療機関名	診療科目	請求年月	04
---------	-------	------	------	----

1	データ区分	受給資格者証番号	こども氏名	生年月日	保険別	保険者番号	診療年月	診療科	入外	㊦
		総点数	一部負担金	食事数	標準負担額	公費負担	備考	連番		

  

2	データ区分	受給資格者証番号	こども氏名	生年月日	保険別	保険者番号	診療年月	診療科	入外	㊦
		総点数	一部負担金	食事数	標準負担額	公費負担	備考	連番		

  

3	データ区分	受給資格者証番号	こども氏名	生年月日	保険別	保険者番号	診療年月	診療科	入外	㊦
		総点数	一部負担金	食事数	標準負担額	公費負担	備考	連番		

  

4	データ区分	受給資格者証番号	こども氏名	生年月日	保険別	保険者番号	診療年月	診療科	入外	㊦
		総点数	一部負担金	食事数	標準負担額	公費負担	備考	連番		

  

5	データ区分	受給資格者証番号	こども氏名	生年月日	保険別	保険者番号	診療年月	診療科	入外	㊦
		総点数	一部負担金	食事数	標準負担額	公費負担	備考	連番		

<記載>コード

- ①保険別 : 国保=1 協会=2 組合=3 船員=4 国組=5 共済=6 その他=7
- ②診療科 : 内科=01 小児科=02 外科=03 小児外科=04 脳外科=05 皮膚科=06 泌尿器科=07 整形外科=08 眼科=09 耳鼻科=10 婦人科=11 精神科=12 放射線科=13 その他=14
- ③入外 : 入院=1 入院外=記入しない
- ④㊦ : 該当=1 非該当=記入しない 法人税法施行による減額有=3
- ⑤公費負担 : 有=1 無=記入しない
- ⑥データ区分 : 削除=1 修正=2 新規(追加)=記入しない 読み飛ばし=9 (連番は区分:1、2のみ記入)

手書き文字  
見本

第8号様式(第7条関係)

こども医療費一部負担金支払通知書

年 月 日

郡山市長



医療機関等 番号	
医療機関等 名称	

年 月に請求のありましたこども医療費一部負担金について、次のとおり支払うことにしましたので通知します。

振 込 日	年 月 日		
金 融 機 関 名			
口 座 番 号		口 座 名 義 人	
支 払 件 数		支 払 金 額	円

次のようなことが生じたときは届け出てください。

- 医療機関等番号に変更があったとき。
- 医療機関等名称に変更があったとき。
- 振込金融機関口座を変更したとき。

年 月 日
様
郡山市長 <span style="float: right;">印</span>
子ども医療費助成金支給通知書
あなたの御家族の子ども医療費について、下記のとおり助成しましたので通知します。
記
1 対象期間
年 月診療分から 年 月診療分まで ( 年 月から 年 月までの処理分で、 市が医療機関等へ支払った金額を記載しています。)
次のようなことが生じたときは届け出てください。
<ul style="list-style-type: none"><li><input type="radio"/> 住所又は氏名に変更があったとき。</li><li><input type="radio"/> 加入保険に変更があったとき。</li><li><input type="radio"/> 受給者に変更があったとき。</li><li><input type="radio"/> 振込金融機関口座に変更があったとき。</li></ul>

2 助成した金額		
対象子ども氏名		
診療年月	医療機関等名	助成金額
合	計	

第10号様式(第8条関係)

こども医療費受給資格者証再交付申請書		
受給資格者証番号	こども氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

こども医療費受給資格者証を 破損 したので再交付を申請します。  
亡失

年 月 日

郡山市長

申請者 氏 名

電話番号 ( )



第11号様式 (第9条関係)

こども医療費受給資格者証返還届														
保護者	氏名			性別	男・女	生年月日			年 月 日			個人番号		
	住所			電話 ( )										
こども	受給資格者証番号													
	氏名													
	性別	生年月日	男・女	年 月 日	男・女	年 月 日	男・女	年 月 日	男・女	年 月 日	男・女	年 月 日		
	資格取得	年月日	年 月 日			年 月 日			年 月 日					
	事由	1 出生 2 転入 3 その他( )			1 出生 2 転入 3 その他( )			1 出生 2 転入 3 その他( )						
	個人番号													
医療保険	資格喪失	年月日	年 月 日			年 月 日			年 月 日					
	事由	1 期間満了 2 死亡 3 転出 4 その他( )			1 期間満了 2 死亡 3 転出 4 その他( )			1 期間満了 2 死亡 3 転出 4 その他( )						
医療保険	保険種別	1 国保	2 協保	3 組合	4 組員	5 船員	6 国組	7 共済	7 その他	振込希望 金融機関名	支店名			
	記号番号								金融機関 コード			口座番号		
	番号								総所得金額			口座名義		
	番号								控除額			住民税		
保険者名								扶養人数			県補助			
上記のとおり、こども医療費受給資格を喪失したので受給資格者証を添えて届け出ます。											年 月 日			
											郡山市長			
											申請者 氏 名			

第12号様式(第10条関係)

こども医療費受給資格等変更届				
受給資格者証番号	こども氏名	生年月日	※整理番号	
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
変 更 事 項	変 更 事 由	1 受給者 2 加入保険 3 金融機関 4 その他( )		
		新	旧	
	住 所			
	受 給 者 氏 名			
	加 入 保 険	被 保 険 者 名		
		記 号 番 号		
		保 険 者 番 号		
		保 険 者 名		
	振 込 希 望 金 融 機 関	金 融 機 関 名 及 び コー ド		
		支 店 名 及 び コー ド		
		口 座 番 号		
		口座名義(カナ)		
	変 更 年 月 日	年 月 日		
上記のとおり変更が生じたので受給資格者証を添えて届け出ます。				
郡山市長			年 月 日	
申請者氏名				
電話番号 ( )				

第1号様式（第2条関係）

（平27規則106・全改）

第2号様式（第3条関係）

（平21規則23・全改）

第3号様式（第4条関係）

（平19規則57・全改、平21規則23・一部改正）

第4号様式（第4条関係）

（昭62規則16・全改、平3規則18・平8規則33・平12規則51・平14規則51・平17規則44・平19規則57・一部改正）

第5号様式（第6条関係）

（平21規則23・全改）

第6号様式（第7条関係）

（平17規則44・追加、平21規則23・一部改正）

第7号様式（その1）（第7条関係）

（平17規則44・追加、平18規則14・平20規則57・平21規則23・一部改正）

第7号様式（その2）（第7条関係）

（平17規則44・追加、平18規則14・平20規則57・平21規則23・一部改正）

第7号様式（その3）（第7条関係）

（平17規則44・追加、平18規則14・平20規則57・平21規則23・一部改正）

第8号様式（第7条関係）

（平21規則23・全改）

第9号様式（第7条関係）

（平21規則23・全改）

第10号様式（第8条関係）

（平20規則49・全改、平21規則23・一部改正）

第11号様式（第9条関係）

（平27規則106・全改）

第12号様式（第10条関係）

（平20規則49・全改、平21規則23・一部改正）